

大阪労働局 労働災害防止推進計画

— 誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために —

計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指します。

- ① 死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を12%以上減少させること
- ② 平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数を14%以上減少させること

計画期間

平成25年度～平成29年度

この計画の目標を達成するため、

「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」

を展開しています。



大阪労働局・各労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

労働災害件数を減少させるための重点業種対策

● 第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）対策

目標 平成24年と比較して、平成29年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

- **小 売 業**：労働災害による休業4日以上死傷者数を21%以上減少させる。
- **社会福祉施設**：労働災害による休業4日以上死傷者数を14%以上減少させる。
- **飲 食 店**：労働災害による休業4日以上死傷者数を21%以上減少させる。

第三次産業については、特に労働災害発生件数の多い小売業、飲食店や近年からの増加傾向が著しい社会福祉施設（介護施設）を対象に重点的に取り組みます。また、第三次産業の労働災害防止対策を進める上で、責任者を明確にして安全衛生管理を強化する必要があることから、効果的な安全衛生管理体制の構築を指導します。

多発している転倒災害を防止するため、労働者に対する安全衛生教育の徹底や「安全の見える化」（危険マップによる危険箇所の表示等）、KY（危険予知）活動、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底等により職場内の危険の低減を事業場に働きかけます。

1 安全衛生管理体制の強化

- ・責任者を明確にすることによる安全衛生管理の強化及び安全衛生管理体制の構築
- ・安全衛生活動が現場で着実に取られるようあらゆる労働者に安全衛生意識の向上を指導

2 小売業に対する集中的取組

- ・大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上
- ・バックヤードを中心とした作業場の安全化

3 社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

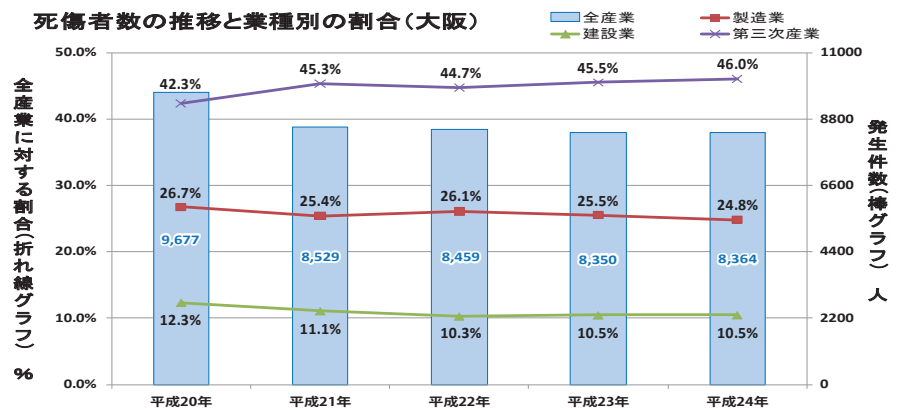
- ・介護労働者に配慮した介護手法の普及
- ・介護事業者に対する腰痛予防教育手法に関する講習の実施

4 飲食店に対する集中的取組

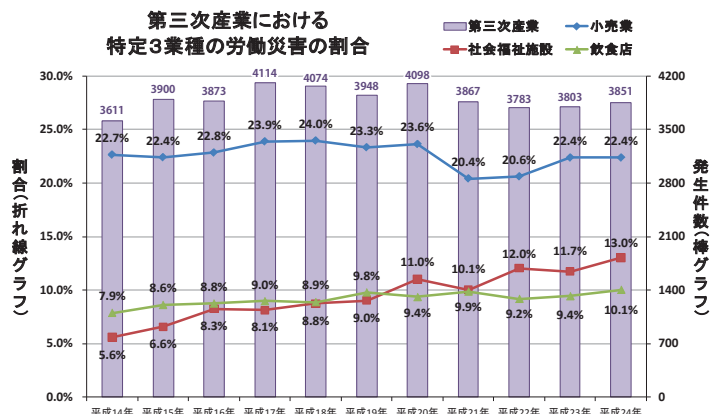
- ・転倒災害、切れ・こすれ災害の防止対策の徹底
- ・トップダウン形式による労働災害防止意識の浸透・向上



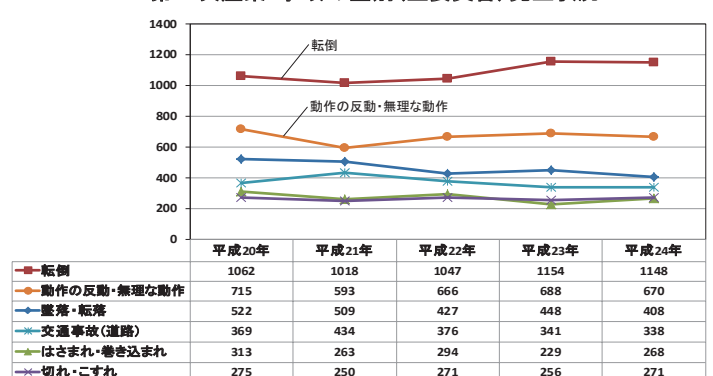
死傷者数の推移と業種別の割合（大阪）



第三次産業における特定3業種の労働災害の割合



第三次産業 事故の型別（主要災害）発生状況



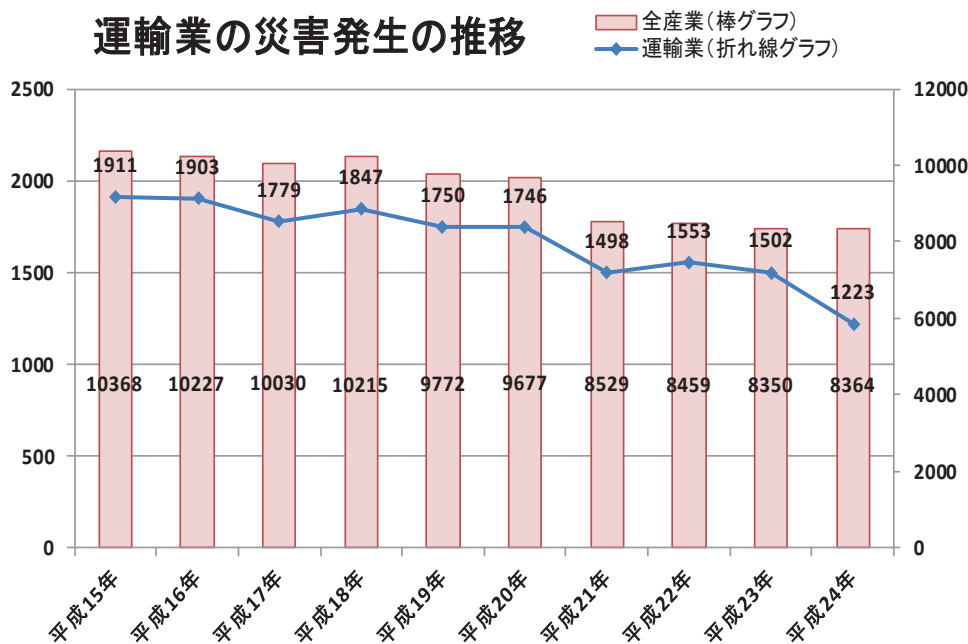
● 陸上貨物運送事業対策

目標 労働災害による休業4日以上の死傷者の数を平成24年と比較して、平成29年までに、14%以上減少させる。

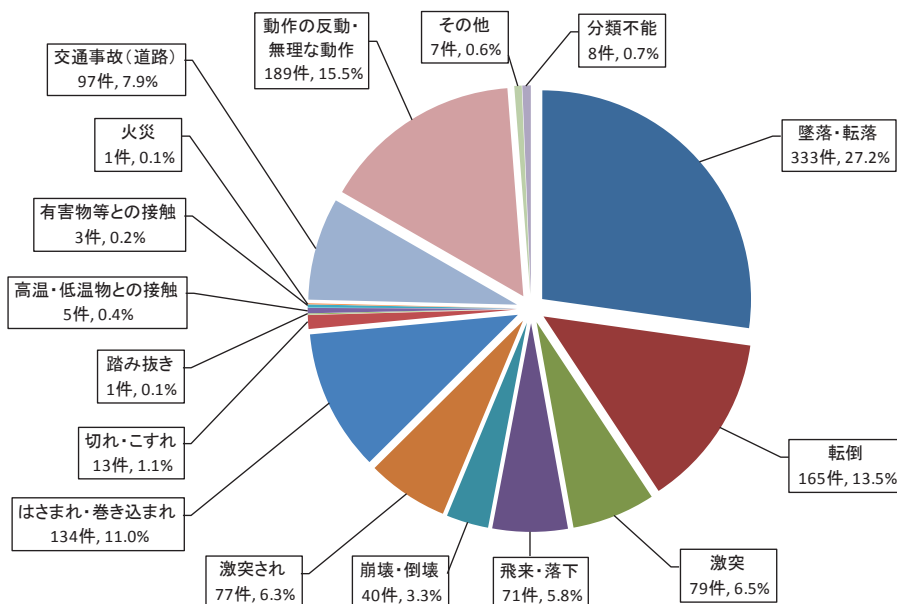
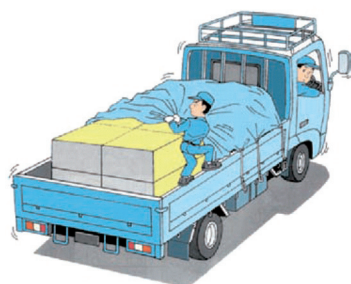
陸上貨物運送事業の死亡災害の約半数を占める交通労働災害を防止するため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図ります。また、陸上貨物運送事業の死傷災害のうち、70%以上を占める荷役作業時における労働災害を防止するため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・普及を図ります。

- 1 交通労働災害防止対策
- 2 荷役作業時の労働災害防止対策
- 3 トラック運転手に対する安全衛生教育の強化

運輸業の災害発生の推移



平成24年 運輸業 事故の型別発生状況



重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

建設業対策

目標 労働災害による死亡者を平成24年と比較して、平成29年までに、12%以上減少させる。

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の周知を図るとともに、足場の組立て作業や鉄骨建方作業等において、二丁掛安全带（二丁掛ハーネス含む）の使用を促進します。さらに、安全帯に蛍光マーカーを取り付ける等により、その使用の促進を図ります。

1 墜落・転落災害防止対策

- ・「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の周知
- ・足場以外の場所からの墜落・転落災害防止対策の推進

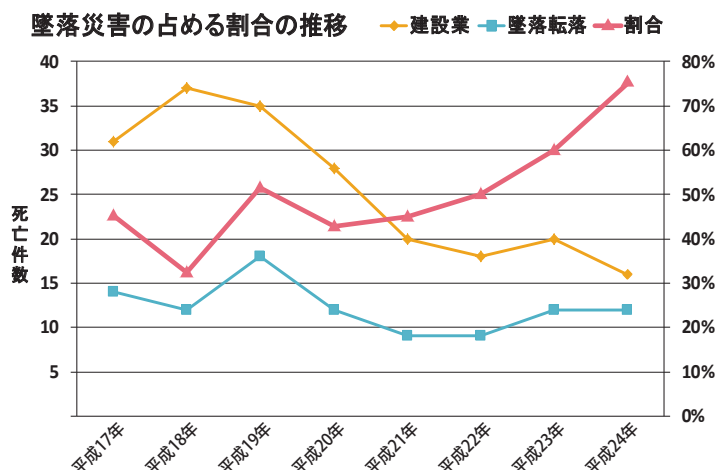
2 人材不足等の状況を踏まえた対策

- ・建設現場の統括安全衛生管理の徹底

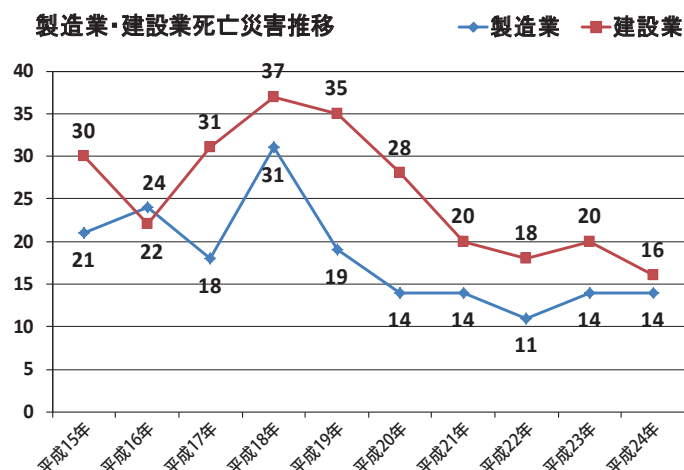
3 解体工事対策



墜落災害の占める割合の推移



製造業・建設業死亡災害推移



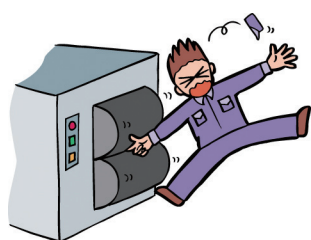
製造業対策

目標 労働災害による死亡者を平成24年と比較して、平成29年までに、12%以上減少させる。

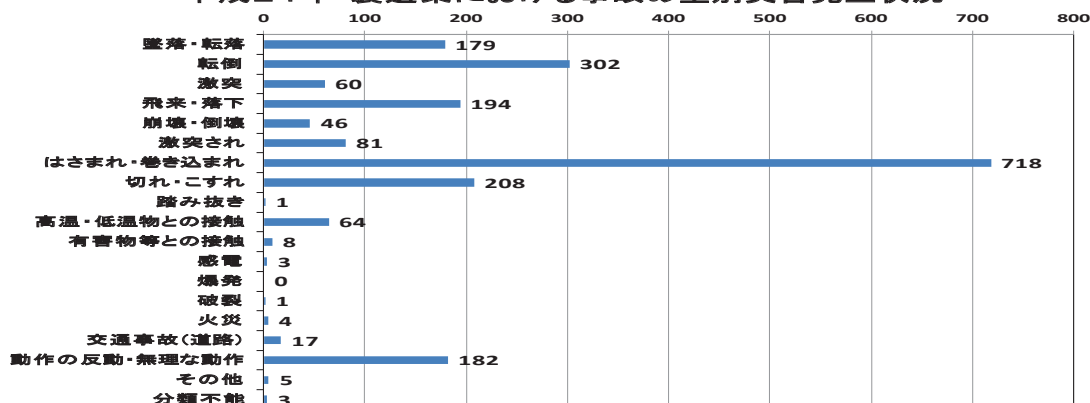
死亡災害や障害の残る災害につながりやすい、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、機械災害が発生した事業場に対して、原因の究明と機械の本質安全化について指導を行うとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者に対して改善を促進します。

1 金属製品製造業等・食料品製造業等を中心とした機械災害防止対策

2 労働災害防止団体との連携強化



平成24年 製造業における事故の型別災害発生状況



- 1 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減
2 働き方・休み方の見直しの推進

● 腰痛予防・熱中症対策

目標 ■ 腰 痛

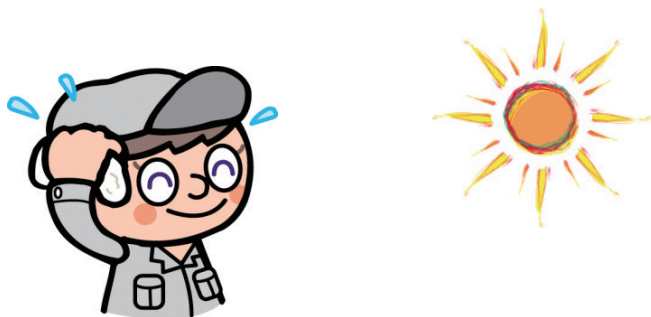
平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上死傷者の数を14%以上減少させる。

■ 熱中症

平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4以上の労働災害の死傷者の数（各期中（5年間）の合計値）を20%以上減少させる。

腰痛発生件数の多い社会福祉施設、小売業に対しては、「第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店）対策」に併せ、また、陸上貨物運送事業に対しては「陸上貨物運送事業対策」に併せてそれぞれの業種に適した腰痛予防対策を推進します。

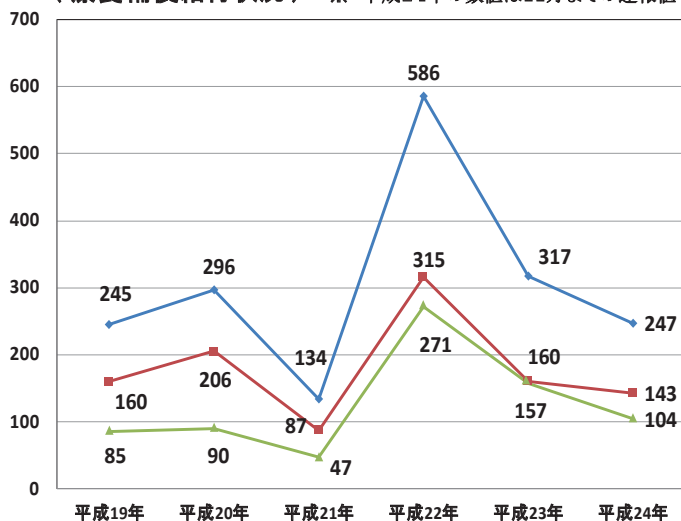
熱中症については、熱中症が多発する時期に集中して「熱中症予防対策要綱」（平成21年大阪労働局策定）による取組の徹底を図ります。



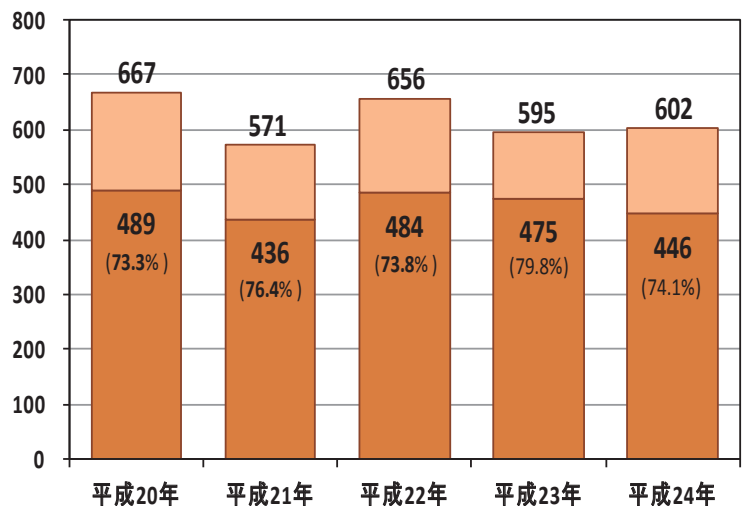
熱中症発生状況 （療養補償給付状況）

— 全業種 — 建設業 — 他業種

※ 平成24年の数値は11月までの速報値



業務上疾病に占める腰痛の推移(大阪) ■ 腰痛以外 ■ 腰痛



● 受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るため事業者に対する啓発及び効果的な支援を実施することにより、受動喫煙防止対策を普及・促進します。また、職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店等対応が困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を推進します。

● 粉じん障害防止対策

第8次粉じん障害防止総合対策に基づき、アーク溶接作業、岩石等の裁断作業等に係る粉じん障害防止対策を推進するとともに、粉じん則等で規定する特定の作業以外においても電動ファン付き呼吸用保護具の使用を勧奨します。



ア 「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」の展開

大阪府内の労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業や製造業では依然として重篤な災害が多発し、また第三次産業の労働災害の増加等により、平成19年以降継続していた労働災害の減少傾向に鈍化が見られるという事態となっています。

このような厳しい状況に対応するために、労使の自主的な災害防止活動である「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」を業種横断的な取組と位置付け、「安全の見える化」の好事例の収集・公表、運動の推進が堅調な事業場に対して局長表彰を行う等により積極的な展開を図ります。

イ 安全衛生管理体制の整備

衛生管理者等未選任事業場の一掃を図ります。また、50人未満の事業場に対しては、安全衛生推進者（衛生推進者）の選任と職務の励行の徹底を図ります。

ウ リスクアセスメントの普及促進

1 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進

中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進します。

2 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう建設業労働災害防止協会大阪府支部と連携します。

3 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進します。中小規模事業場に対しては、「コントロール・バンディング」の周知・普及を図ります。

エ 高年齢労働者対策

1 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

- ・ 高年齢労働者の労働災害が増加しているため、労働災害事例集等により、職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、労働災害防止団体と連携し指導します。

2 基礎疾患等に関連する労働災害防止

- ・ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起します。
- ・ 体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進します。
- ・ 定期健康診断結果に基づく適切な指導・対応が必要であることを産業医や地域産業保健センター等を通じて周知徹底します。

3 労働者の意識付け

高年齢労働者に対し、労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、広報等により注意喚起します。

オ 非正規労働者対策

建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、多様な就業形態が混在する労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう責任の明確化を図ります。

カ 交通労働災害防止対策

陸上貨物運送事業以外の業種で交通労働災害を多く発生させている業種に対して「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知・普及を図ります。

行政、労働災害防止・労働基準関係・業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組

ア 「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」の展開

労働災害の長期的な減少傾向を確実なものとするため、行政、労働災害防止団体、労働基準関係団体、業界団体等が連携し、協働して「ゼロ災・大阪『安全見える化運動』」に取り組むことにより労使の自主的な災害防止活動の活性化を図ります。

イ 専門家と労働災害防止団体の活用

1 安全衛生分野の専門家の育成と活用

専門家の知識やノウハウを活用しながら、各地域の安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用を促進します。

2 労働災害防止団体の活動の活性化

労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について最も専門的なノウハウを持つ専門家集団として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報収集、教育指導機関としての役割を担う労働災害防止団体の果たすべき役割を強化するため、労働災害防止に資する活動に対しては、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行います。また、労働災害防止団体法の精神に則り、所管する業界に対する労働災害防止活動への技術的指導及び援助について、具体的計画を定め、自ら責任をもって実施する活動を奨励します。

ウ 業界団体との連携による実効性の確保

安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進めます。

エ 安全衛生管理に関する外部専門機関の育成と活用

産業保健活動について、産業医や産業保健専門職で構成された産業保健機関の質の向上を進め、こうした産業保健機関の活用を図ります。また、労働者50人未満の小規模事業場における労働者の健康確保について、援助を充実することにより小規模事業場の産業保健活動を促進します。

社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

ア 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚

労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して、労働者の安全や健康に関する意識付けをします。

イ 労働災害防止に向けた府民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上

1 不安全行動防止と危険感受性向上のための活動

労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、労働災害防止に結びつけます。

2 府民全体の安全・健康意識の高揚

府民全体の危険に対する感受性を高め、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることについて、地域、職域、学校が連携して取り組むことが必要であるため、教育現場での安全衛生教育の導入を支援します。

発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

ア 発注者等による安全衛生への取組強化

1 建設業の発注者に対し、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、国土交通省近畿地方整備局と連携して対応します。

また地方公共団体等についても、同様の取組が取られるよう広く要請します。

2 特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベスト飛散防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないう、地方公共団体等とも連携しつつ重点的に対応します。

イ 製造段階での機械の安全対策の強化

製造業では、依然として機械設備により障害を伴うような重篤な労働災害が多発していることに加え、小売業などでも食品加工機械等による労働災害が発生しているため、機械設備の本質安全化を推進します。

1 機械災害防止対策の推進

機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進します。

2 機械の本質安全化の促進

- 機械の本質安全化を促進し、機械による労働災害をさらに減少させるためには、設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知の徹底を図る必要があるため、労働現場で使用するあらゆる機械設備について、製造者等の機械設備の提供者に対する当該措置を強化します。

- 機械関連業界と連携して、機械の種類ごとの安全基準・規格を評価し、活用する仕組みの構築を検討するとともに、一定水準の安全基準・規格が確保された機械の使用を推奨します。